

(契約 第 号)

印

貼付欄
収入印紙

課長	係長	取扱者

請 書 (物品用)

1 件 名

2 契約金額

百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 納入期限 令和 年 月 日

4 納入場所

5 契約保証金 免 除

6 内 訳 別紙のとおり

上記金額で契約するについては、裏面の契約条項を承諾の上、相違なく履行いたします。

令和 年 月 日

殿 (発注者、以下「甲」という。)

請負人 所在地
(以下「乙」
という。) 名 称
代 表 者

印

※ 本請書は練馬区契約事務規則第43条に規定する場合に使用できる。

<契約条項>

第1条 乙は、請書およびこの約款（以下「請書」という。）、仕様書（特記仕様書等を含む。以下同じ。）等に基づき、表記の契約金額をもって、表記の物品を表記の納入期限までに納入すること。

第2条 物品は仕様書または見本等により品質の指示がないときは、中等以上のものとする。

第3条 乙は、甲からの納入期限もしくは契約内容の変更または契約の全部もしくは一部を解除することの協議に応じること。

第4条 乙は、天災その他やむを得ない事由により、納入期限までに納入の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして甲に納入期限の延長について届け出ること。この場合において、その理由が甲において正当と認められないときは、第7条に定める遅延違約金を支払うこと。

第5条 甲は、物品が納入され納品書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行う。乙は、検査の結果、不良品があるとされた場合において、甲から良品との引換えまたは手直し等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、完成したときはさらに検査を受けること。

第6条 甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払う。なお、代金の支払が期限内に終了しないときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める遅延利息を乙に支払う。

第7条 乙は、乙の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みがあると甲が認めたときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し法定利率を乗じて計算して得た金額を遅延違約金として甲に支払うこと。ただし、分割で納入した場合においては、当該納入期限までに納入しなかった部分の契約代金相当額について遅延違約金を計算する。

第8条 乙は、つぎの各号に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。

- (1) 納入期限内に物品を納入しないときまたは納入の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 契約の締結または履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 前各号のほか、この契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項に定めるところにより契約を解除されたときは、違約金として契約金額の10分の1相当額を甲に支払うこと。

第9条 乙は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第10条 この契約の履行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

第11条 この請書に定める請求、通知、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。

2 前項において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第12条 この条において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 個人または法人の役員もしくは使用人 個人事業主、法人の代表者および法人の役員（役員として登記または届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者および直接雇用契約を締結している正社員。

2 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団員等であるとき。または暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。ただし使用人については、乙が暴力団員等であることを知らずに直接雇用契約を締結している正社員であった場合はこの限りではない。
- (2) 個人または法人の役員もしくは使用人が、業務に関し不正に財産上の利益を図るため、または第三者に損害を加えるために暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等に対して、直接もしくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持もしくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 個人または法人の役員もしくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

3 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。（契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなし、その100分の10に相当する額を違約金とする。）

4 乙は、当該契約を下請負させる場合または再委託する場合は、「下請負人または再委託先が第2項各号に該当することが判明した場合は当該契約を解約または解除できる。」旨を下請けまたは再委託契約に定めなければならない。

5 乙は、この契約の履行に当たり練馬区契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年8月2日22練総経第335号）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせまたは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

6 乙は、この契約の履行に当たり暴力団もしくは暴力団員等からに限らず、履行妨害や下請参入等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにこの契約にかかる甲の担当者に（以下「担当者」という。）報告するとともに、警視庁へ届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

これらを怠った場合には甲は乙に指名停止措置を行うことがある。

7 乙は前項の規定による報告および届出により、甲が行う調査ならびに警察が行う捜査に協力しなければならない。

8 第2項各号に該当する疑義が乙に生じた場合に限り、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

第13条 この契約事項に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上履行すること。